

歯科特殊健康診断 Q&A

Q. 歯科特殊健康診断の費用はどのくらいですか？

A. 診断料は、1名につき 3,000円(税別)です(平成29年4月改定の料金)。別途、巡視と報告書料、交通費、診査に必要な器具代等がかかります。事前に、実施担当歯科医師と事業者で打合せを行うことになります。

Q. 有害業務に従事する労働者を有していても、労働者数(非有害業務を含む)が50人未満ならば、特殊健診をやらなくてもよいのですか？また、有害業務に従事する労働者を有して、労働者数(非有害業務を含む)が50人以上の事業場で特殊健診をやらなかったら、事業者には罰則がありますか？

A. 労働者50人未満でも、歯科医師による特殊健診を行う必要があります。有害業務に従事する者が1人であっても特殊健診は行わなくてはなりません。「労働者50人未満の事業場では健診結果を監督署へ報告する義務がない」という部分が誤って伝えられているものと思われます。

労働者50人以上を有する事業者は、年に1回、所轄の労働基準監督署長宛に健康診断結果報告書(様式第6号)を提出します。労働者50人未満の事業者には報告義務はありませんが、特殊健診を実施し、個人健診票(様式第5号)を作成し、それを5年間保存するなどの義務があります。**(労働安全衛生規則第51条・第52条より)**また、実施報告書の人数と実際に受診すべき人数が合わない場合、労働基準監督署から勧告や指導が入る可能性があります。さらに、有害業務に従事する労働者に特殊健診を実施しなかった場合、義務を果たしていないとみなし、事業者は50万円以下の罰金に処されます。

Q. 塩酸を週に1回ぐらい、数ミリリットル程度使うだけなので、特殊健診をやる必要はないと思うのですが……。

A. 事業者は歯科特殊健診を行う必要があります。法令では、健診対象となる化学物質の量を規定していません。つまり、微量であっても、「ばく露」の可能性があれば健康診断を行う必要があります。それらの化学物質が微量でも有害性を示す可能性があるからです。

また、その化学物質が通常の業務内で使われているものであれば、頻度にかかわらず「常時、使用」とみなされるのが普通です。「たまに使う」、「少量使うだけ」は健診をやらない理由にはなりません。

Q. 健診は歯科診療所で受けさせることもできますか？

A. 歯の健診は診療所で受けさせることもできますが、特殊健診では以下のような規定があります。費用(健診料・交通費)は事業者が負担し、就業時間内に行う。休日や就業時間以外に行う場合は、時間外手当が発生します。

Q. 職場巡視と報告書は必要なのですか？

A. 歯科特殊健診の診断は健康管理だけではなく、作業環境管理・作業管理を含めて、判断しなければなりません。50人以上の事業場では、産業医・衛生管理者が職場巡視を行っていますので、その意見を参考にすることもできますが、やはり、基本的に診断する歯科医師が作業場を巡視し、3管理の内容を診断の根拠とすることが必要です。

そして、報告書として、事業者に提出することが大切です。

